

○国立大学法人上越教育大学弔意内規

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 令和2年3月27日

1 国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）の役員，職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）又はその配偶者（内縁関係である場合を含む。以下同じ。），実父母若しくは子及び上越教育大学の名誉教授が死亡した時は，この内規により弔意を表するものとする。

2 弔意基準は，次のとおりとする。

区 分	弔意基準	備 考
役員又は職員が死亡した時	供花，弔電 (学長名義)	
役員又は職員の配偶者，実父母若しくは子が死亡した時	弔 電 (学長名義)	学長が特に必要と認めた場合には，供花を加えることができる。
名誉教授が死亡した時	供花，弔電 (学長名義)	供花は，葬儀の日時，場所との関係で省略することがある。

(注) 供花は，20,000円程度の生花とする。

3 事務局の課，学系，専攻その他の本学に置かれる各組織の長は，所属する職員等が弔意基準に該当することとなった時は，速やかに次の各号に掲げる事項を別記様式により総務課へ連絡するものとする。

(1) 役員，職員又は名誉教授が死亡した時

ア 氏名

イ 死亡の日時，事由（差し支えない範囲内で，簡潔に）

ウ 通夜の日時，場所（該当する場合のみ）

エ 葬儀の日時，場所（該当する場合のみ）

オ 喪主の氏名，続柄

(2) 役員又は職員の配偶者，実父母若しくは子が死亡した時

ア 死亡した者の氏名，年齢

イ 前号のイからオに相当する事項

ウ 学内周知の要否

エ 通夜及び葬儀への参列並びに香典の取り扱い（特に辞退する場合）

4 学長が特に必要と認めた場合には，第1項に規定する者以外の者が死亡したときであっても，予算の範囲内において，この内規を準用し弔意を表することができるものとする。

附 記

この内規は，平成16年4月1日から実施する。

附 記（平成21年3月9日）

この内規は、平成21年4月1日から実施する。

附 記（平成23年3月10日）

この内規は、平成23年4月1日から実施する。

附 記（平成25年3月22日）

この内規は、平成25年4月1日から実施する。

附 記（平成26年3月24日）

この内規は、平成26年4月1日から実施する。

附 記（平成27年3月24日）

この内規は、平成27年4月1日から実施する。

附 記（平成30年3月23日）

この内規は、平成30年4月1日から実施する。

附 記（平成31年3月22日）

この内規は、平成31年4月1日から実施する。

附 記（令和2年3月27日）

この内規は、令和2年4月1日から実施する。

別記様式（第3項関係）

訃報連絡票

年 月 日

総務課長 殿

連絡者氏名 _____

以下のとおり、訃報について連絡しますので、よろしくお取り計らい願います。

役員又は職員氏名		死亡者との続柄 []
死亡者氏名・年齢		[歳] <input type="checkbox"/> 名誉教授
死亡日時		年 月 日 (), 時 分
死亡事由		
通夜	日時	年 月 日 (), 時 分～
	場所	TEL [- -]
葬儀	日時	年 月 日 (), 時 分～
	場所	TEL [- -]
喪主	氏名	死亡者との続柄 []
学内周知の要否		<input type="checkbox"/> 周知を希望する <input type="checkbox"/> 周知を要しない
その他		

- (注) 1 死亡者が名誉教授である場合には、死亡者氏名・年齢欄の該当箇所にチェックしてください。
 2 死亡事由は、差し支えない範囲内で、簡潔に記載してください。
 3 学内周知の要否欄は、該当箇所にチェックしてください。
 4 通夜及び葬儀への参列並びに香典を辞退される場合には、その旨をその他欄に記載してください。